

## 1. 県政の重要課題について

### (2)ー① 新型コロナウイルス感染症対策

次に、新型コロナウイルス感染症対策について質問します。

本県は1月13日に緊急事態宣言の対象区域となり、2月8日に延長したものの本県が宣言解除を政府に要請する独自基準である新規感染者数が直近7日間連続で180人未満、最大確保病床の使用率50%未満となったことを受け、2月28日、本県は宣言から解除されました。



これまで不要不急の外出自粛や営業時間の短縮などご協力いただいた県民及び事業者の皆様へ深く感謝し、また、敬意を表するものです。

しかしながら予断は許されません。宣言の解除によって県内をはじめ東京、大阪等大都市圏から人の移動が始まります。旅行や歓送迎会など3月から4月に人の移動が活発化する中、再拡大の備えが必要です。またワクチン接種が医療従事者から開始されましたが、すべての県民が接種するまでには日数を要することなどから、引き続き、感染防止策を取りながら、新規感染者数の推移を注視しなければなりません。

そこで質問します。

宣言は解除となりましたが、病床使用率は50%を下回っているものの依然として高い数値で推移しており、今後感染が再拡大すれば、再び病床がひっ迫するのではと危惧するものです。今後どのように推移すると見込んでいるのか。知事職務代理者の所見をお伺いします。

また、緊急事態宣言の解除によってリバウンドにより新規感染者が急拡大しないよう、段階的解除を図りながら、感染防止対策と本県経済を回復させなければなりません。今後どのように取り組まれるのか、知事職務代理者のご所見を求めます。

発熱外来について、本県では昨年10月、新型コロナとインフルエンザの同時流行に備え、発熱などの症状のある患者が、かかりつけ医など身近な医療機関で診察、検査を受けることができる「診察検査医療機関」を指定、2月25日

現在で 1,430 機関を指定していますが、県からの財政支援が 3 月末までとなっています。

指定されたクリニックでは発熱外来に対応するため常時スタッフの配置やゾーニングの実施に加え、通常の医療への対応、更に今後ワクチン接種の対応をお願いするところもあり、医療機関へ負担がかなり重くなります。再拡大の懸念を考慮すれば引き続き発熱外来を継続すべきと考えますが、今後かかりつけ医等の位置づけについてどのような方針を取られるのか。「診察検査医療機関」を継続するのか、再編成するのか、知事職務代理者のご所見を伺います。

あわせて財政支援が 3 月末までとなっている発熱病棟についても伺います。

救急搬送困難事例の発生を防止するため、本県では 10 月末に新型コロナ疑い患者を受け入れ、必要な救急医療等を提供する医療機関を「疑い患者受入協力医療機関」として 45 医療機関 118 床指定しています。再拡大に備え、発熱などで感染が疑われる患者を一時的に預かる発熱病棟の役割は引き続き重要と考えますが、4 月以降どのような方針で臨まれるのか、知事職務代理者の所見を伺います。

新型コロナのワクチン接種が 2 月 17 日医療従事者から開始されました。医療従事者の次に実施される高齢者及び基礎疾患のある方を対象とした接種の準備に各市町村や医療機関で検討が始まっているところです。一方、市町村からはいつ、どれくらいワクチンが届くのかスケジュールが示されないと準備が進まない等情報不足を指摘する声が上がっています。

そこで質問です。国において行われている先行接種も含めて医療従事者のワクチン接種の進捗状況はどうなっているのか。高齢者、基礎疾患のある方への接種、県民への接種はいつごろ始まるのか。ワクチンの供給見込みはどうか、課題は何か、知事職務代理者に伺います。

国は個人単位の接種状況等を自治体において逐次把握するワクチン接種記録システムが接種開始時に間に合うよう導入を目指していますが、本県の市町村での現状をお示し下さい。また 3 月中旬までに接種計画を策定することになっていますが、本県市町村の進捗状況を伺います。4 月 12 日から高齢者にワクチン接種が開始されますがワクチンの供給量の絶対量が足りない中で、高齢者の中でも年齢に応じて優先順位をつける等議論がありますが、どのように対応されているのか、お伺いします。ワクチンが、どれだけの量が確保され、

各自治体にいつ届くか、一日も早く明確になるよう引き続き、国に強く働きかけていただくよう要望を致します。

### 【服部知事職務代理者の答弁】

#### (1) 病床使用率の推移について

最大確保病床の使用率は、1月上旬以降、50%を超える状況が続いていましたが、新規陽性者数が1月中旬以降減少傾向にあることなどから、1月末にピークを迎えて以降、徐々に低下し、2月22日には50%を下回りました。

その後も低下が続き、3月1日時点では、35.7%にまで改善しています。新規陽性者数は減少傾向にあるため、当面の間は低下傾向が継続するものと見込んでいます。

この傾向を継続させるためには、感染の再拡大を防ぐ必要があります。

このため、県民に対する不要不急の外出自粛や飲食店に対する営業時間短縮などの御協力を、引き続きお願いしているところです。

#### (2) 緊急事態宣言解除後の取り組みについて

先月末をもって、本県は緊急事態宣言の対象区域から解除されましたが、現時点で、本県は国の分科会が示す指標のステージⅡ相当以下にはなっておりません。新規陽性者数の減少傾向を継続させ、感染の再拡大を防ぐためには、引き続き、社会全体で感染拡大防止に取り組む必要があると考えています。

そのため、当面、3月7日までの間、県民の皆さまには、不要不急の外出自粛や業種別ガイドラインを遵守していない店の利用の自粛等をお願いし、飲食店の皆さまには、営業時間を21時まで、酒類のオーダーストップを20時30分までとすることを要請しています。

要請に応じていただいた飲食店に対しては、1日あたり4万円の協力金を支給することとしています。

職場への出勤等については、「出勤者の7割削減」を目指すことも含め、テレワークやローテーション勤務の推進等を引き続き要請しています。

また、新型コロナウイルス感染症により、中小企業・小規模事業者は大きな打撃を受けており、まずは地域経済の立て直しにしっかり取り組む必要があります。このため、引き続き、

- ①無利子・無担保の「新型コロナウイルス感染症対応資金」など県制度融資における十分な融資枠の確保
- ②デリバリー、テイクアウトなどの経営革新の取り組みに対する支援
- ③商工会議所・商工会などが行うプレミアム付き地域商品券発行への支援
- ④生産性の向上のための設備投資等への支援
- ⑤「福岡の避密(ひみつ)の旅」(注1) 観光キャンペーン第二弾の実施
- ⑥県内の観光施設等を訪問する際のタクシー料金の割引支援
- ⑦県内中小旅行会社による県内旅行商品の造成に対する支援

などに取り組んでまいります。

(注1)「福岡の避密の旅」とは？

県内観光需要の回復と地域の活性化を図るため、県内の宿泊施設で利用できる割増宿泊券を発行。2021年度に第2弾を企画。

第1弾は、額面5,000円券1,000円券をそれぞれ2,500円、500円で販売した。

### (3) 診療・検査医療機関について

発熱患者等の診療・検査を行う医療機関、「福岡県診療・検査医療機関」については、現在、1,430機関を指定していますが、感染が再拡大する局面も見据え、発熱患者等の適切な医療アクセスを確保する観点から、4月以降においても、その指定を継続することとしています。

指定された医療機関は、4月以降も、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用が国の補助金の対象となるほか、県においても、今年度に引き続き、設備整備に対する補助を予定しており、必要な予算を本議会に提案させていただいています。

### (4) 感染の疑い患者受入協力医療機関について

県では、救急搬送困難案件の発生防止等を図るため、新型コロナの疑い患者を受け入れ、必要な救急医療等を提供する医療機関を「疑い患者受入協力医療機関」として、45機関を指定し、118床を確保しています。

4月以降においても、この指定を継続することとしており、病床確保に必要な予算を本議会に提案させていただいています。

#### (5) 医療従事者等のワクチン接種について

現在、国において医療従事者の先行接種が開始されており、県内では、6 医療機関で先行接種が行われています。

3 月 2 日時点で接種予定者約 2, 300 人のうち 1 回目の接種が終わった方が約 80%で、4 月 2 日までに全員が 2 回の接種を終了するとのことです。

この先行接種に次いで、県では、医療従事者等を対象に優先接種を行ってまいります。

ファイザー社のワクチンの保管に必要なディープフリーザーを県内全域 56 の医療機関に各 1 台ずつ、順次配備を進めています。

ディープフリーザーを配備した医療機関に加え、その医療機関からワクチンの移送を受け接種を行う医療機関を現在 386 か所確保し、県内各地域で 21 万人を超える医療従事者等に対する迅速な接種を行う体制を整備しています。

また、接種を行う医療機関の負担を軽減するため、接種予約については県がコールセンターを設置して一元的に管理することとし、医療従事者等に対する優先接種を迅速かつ適切に実施してまいります。

#### (6) 住民接種について

国の計画では、4 月上旬から高齢者を対象に接種が開始され、続いて、基礎疾患のある方、高齢者施設等の従事者、60 歳から 64 歳の方の接種が行われ、その後、それ以外の方の接種が開始されることとなっています。

国は、本県の市町村分として、4 月 5 日の週から 3 週間で約 2 万回分のワクチンを供給する見込みですが、4 月 26 日の週以降は、ワクチンの供給や、高齢者に次ぐ接種順位の基礎疾患を有する方などの接種開始時期を、現時点では、明確に示していません。

こうした情報は、市町村が集団接種会場の借上げや医療従事者の確保など接種体制を構築する上で、不可欠であることから、早急な情報提供について、全国知事会を通じて緊急提言を行っています。

#### (7) システムの導入等について

個人単位の接種状況等を、各自治体において逐次把握できる「ワクチン接種

記録システム」については、49市町村が導入を予定しており、11の市町村は、システムの詳細が示されていないことから、導入を検討中です。

このシステムの活用により、引越し等で2回の接種を異なる自治体で受ける必要がある場合に容易に確認が可能になるなど、自治体や住民にとって利便性が向上します。

しかしながら、まだ、その詳細が示されていないことから、全国知事会を通じて、直ちにシステムの詳細を決定し、自治体等に対して速やかに情報提供を行うよう緊急提言を行っています。

接種実施計画については、現在、5つの市町村が策定を完了しています。

県としては、未策定の市町村に対して、策定された接種実施計画を紹介するなど、市町村間の情報共有を図り、計画策定の支援を行っていきます。

高齢者の中の優先順位については、市町村の判断に任せられています。県内においては、高齢者施設を優先する市町村や、年齢で優先順位を付けて接種することとしている市町村があるので、このような取り組み事例を市町村担当者との連絡会議において、情報提供してまいります。